

広島県土地利用基本計画書改定のポイント

広島県土地利用基本計画は、本県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の5地域区分の範囲を図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

計画図は毎年度変更を行っており、計画書については、本計画の基本となる国の国土利用計画の改定に併せ見直しを行っています。この度、令和5年7月28日に閣議決定された第六次国土利用計画との整合を図るため、6年ぶりに改定を行いました。

今回の改定では、県土の7割を占める中山間地域で特に進む人口減少・少子高齢化などを背景とした県土の管理水準の悪化、土砂災害警戒区域が全国最多にのぼるなど広島県の地形条件に係る大規模自然災害に対する脆弱性や、自然環境・景観等の悪化など、県土利用をめぐる変化と課題を踏まえ、次の5つを基本方針としており、これらの方針により「持続可能で自然と共生した県土の利用・管理」を目指します。

【基本方針】

① 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

- ・所有者不明土地や空き家の適切な管理による周辺地域への悪影響防止
- ・荒廃農地の発生防止、利用

⇒ 広島県の主な取組

持続可能なまちづくり

①機能集約された都市構造の形成 ②ネットワーク及び交通基盤強化
④地域と連携し、地域の特性を生かしたまちづくりの推進 など

農林水産業

④担い手への農地集積と基盤整備 ⑦森林資源経営サイクルの構築 など

② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

- ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- ・「逆線引き」を進めるなど、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導

⇒ 広島県の主な取組

防災・減災

①ハード対策等による事前防災の推進 ④きめ細やかな災害リスク情報の提供 など

持続可能なまちづくり

③災害に強い都市構造の形成

③ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

- ・保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- ・カーボンニュートラル実現に向けた地域共生型の再エネ導入促進

⇒ 広島県の主な取組

環境

①ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進 など

④ 県土利用・管理 DX

- ・分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討
- ・デジタル技術の徹底的活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用と連携の推進

⇒ 広島県の主な取組

持続可能なまちづくり

⑤データと新技術を活用したまちづくり（スマートシティ化）の推進

防災・減災

②デジタル技術を活用したインフラマネジメントの推進

⑤ 多様な主体の参画と官民連携による県土利用・管理

- ・多様な主体が連携して地域課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保

⇒ 広島県の主な取組

地域共生社会

①住民と多様な主体の連携・協働による課題解決

中山間地域

①人材の発掘・育成、ネットワークの拡大